

横須賀市農業次世代人材投資資金交付要綱を廃止する要綱

横須賀市農業次世代人材投資資金交付要綱（平成25年4月1日制定）は、廃止する。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、既にこの要綱の規定による廃止前の横須賀市農業次世代人材投資資金交付要綱の規定による交付金の交付を受けた者（横須賀市青年就農給付金給付要綱の一部を改正する要綱（平成29年7月1日制定）による改正前の横須賀市青年就農給付金給付要綱（以下「旧要綱」という。）の規定に基づき経営開始計画の承認の申請をした者に限る。）については、旧要綱第9条の規定は、この要綱施行後でも、なおその効力を有する。